



平成28年（行ウ）第9号 権利変換計画不認可処分取消等請求事件

原告 新町西地区市街地再開発組合

被告 徳島市

原告準備書面（1）

平成28年8月29日

徳島地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 坂和章平



同 坂和宏展



本書面では、訴え提起直前に発生した新たな事情を踏まえ、訴状の「第3 本件事業に関する経緯」における「4 市長選挙が本件事業に及ぼした影響」の「(7)」について補足するものである。

第1 被告市の新たな調査結果に基づく「旧文化ホールの耐震改修案」の不合理性

- 1 原告は、訴状の上記箇所、被告市が、本件ホールに代わる市の音楽ホールの確保については旧文化ホールを耐震補強して利用する案を主張していること（以下、「旧文化ホールの耐震改修案」という）、及びその費用については平成27年6月に被告市自身が総額約30億円という試算を公表しているが、費用対効果が疑問視されている（甲19の21、25）ことを指摘した。
- 2 しかるところ、8月26日の本件訴訟の提起直前である8月25日に、被告市の市議会に設置された「まちづくり対策特別委員会」において被告市が報告

したところでは、今般、被告市が改めて調査したところ、旧文化ホールの耐震改修案の費用は上記の約30億円という試算額を超える可能性が大きいことが明らかとなった。

3 その理由としては、従前の試算に「コンクリート壁の劣化防止対策」という築後約50年も経過した建築物であれば当然検討すべき要素さえ盛り込まれていなかったことが挙げられている。このような当然の指摘が今さらなされていることからすると、旧文化ホールの耐震改修案の前の試算は非常にずさんなものであったと言わざるを得ないが、その段階の「約30億円」という試算額ですら費用対効果が疑問視されていた旧文化ホールの耐震改修案には合理性がないことが、新たな調査によって一層明らかとなった。

さらに、上記調査では物価上昇という原因も指摘されている。現在、我が国では、2020年（平成32年）に東京オリンピックを迎える等の事情で土木建築関係の工事費が全般に上昇していることは公知であり、当面、この傾向が続くことは明らかである。ところが、上記調査では、そもそも耐震改修の工事自体の工期が最短でも3年半かかるとされている上、現在の物価上昇を避けて工事をしようとするれば、市の文化・芸術の核となる施設が存在しない空白期間が10年単位の長期に及びかねないこととなり、政策としての妥当性を著しく欠くことは明らかである。そうすると、結局「今から旧文化ホールの耐震改修工事に取りかかる」という選択をした場合、その費用がどれだけ高騰するかはまったく予測できないこととなる。

その上、旧文化ホールはあくまで築後約50年という老朽建築物であって、耐震改修により寿命を伸ばすにも限度がある。結局、早晚多額の予算を投じて新たなホールを建設せざるを得なくなることは明らかであって、耐震改修案は「問題の先送り」に過ぎない。

これらを考慮すれば、遠藤氏の「旧文化ホール耐震改修案」は、本件事業を推進して本件ホールを建設するという従前の方針の対案として、費用対効果の

観点から著しく妥当性を欠くものであることが改めて明らかとなった。

- 4 また、上記調査では、耐震改修工事によって、①駐車場スペースが減る、②舞台の奥行きが狭くなる、③音響や照明への影響が出る恐れがある、等の問題点が指摘されている。

耐震改修によって旧文化ホールを使い続けた場合、このように、極めて不便で出演者、利用者にとっての魅力のない文化芸術施設となってしまう。これは被告市全体にとっての損失に他ならない。長年アナウンサーとして報道の場で活動してきた遠藤氏には、このデメリットは容易に理解しうるはずである。

遠藤氏の「旧文化ホールの耐震改修案」は、このように、被告市の文化芸術政策の面でも極めて拙劣なものというほかない。

- 5 被告市は、「旧文化ホールの耐震改修案」について、以上のような問題があるため、「建て替えを含めた他の方策を検討する」ということである。建て替えということはすなわち音楽ホールを新築することに他ならず、そうであれば本件事業をこのまま進めて本件ホールを建築することがもっとも適切であることは明白である。すでに計画、設計は完成しており、被告市が権利変換計画を認可しさえすれば権利変換期日が決まり、それに基づき速やかに本件ホールの工事に取りかかることができるのであるから、被告市に「音楽ホールが存在しない空白期間」を最小限に留めることができる。また、本件ホールの計画、設計については既に被告市が支出した補助金を含めて多額のコストが投じられており、今から別の場所を選定して計画を立て直し、設計も全部やり直すとなればこれまでのコストが全て無駄になる上、そうしたからといってできあがった新たな計画が本件事業よりも安価であるという保証はない。加えて、本件地区の活性化についてはまた本件事業以外の別途の方策を講じるべきこととなり、さらに追加の費用を要することになるのである。

第2 まとめ

以上の諸点を考慮すれば、被告市の政策の当否の問題として、遠藤氏が主張する「旧文化ホールの耐震改修案」が不合理であること、本件権利変換計画を直ちに認可して本件事業を推進することがもっとも合理的な政策であることが一層明白となったので、この点を訴状に追加して主張する。

以上